

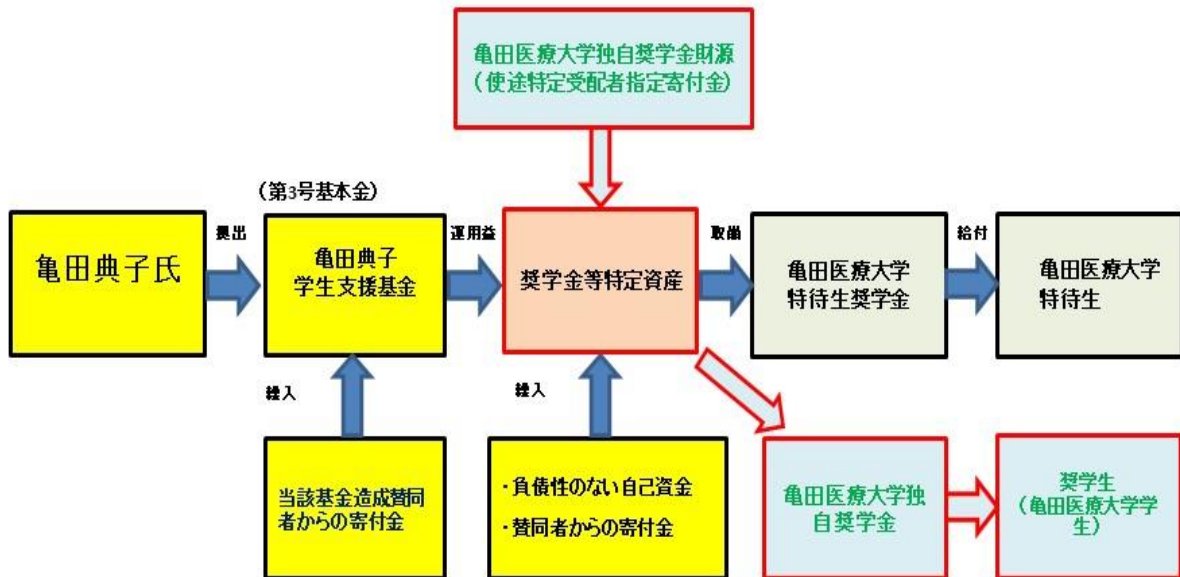
寄付金募集

- 寄付金の目的
学校法人鉄蕉館の設置校における教育及び学術研究の充実、発展を目的として、寄付金を募集します。
- 寄付金の使途
 - ①経常的経費への充当
 - ②教育研究施設設備充実の為（償還財源含む）
 - ③亀田典子学生支援基金財源
 - ④亀田医療大学奨学金財源
- 寄付金種別
 - (1)個人寄付金
 - (2)法人寄付金



亀田医療大学保有学生アパート(ノア・オルカ)

亀田典子学生支援基金・亀田医療大学奨学金制度(概要)



●申込方法

所定の寄付申込書にご記入、P12の募金の責任者・窓口へ提出(郵送)の上、下記振込口座にお振込みください。

(1)個人寄付金 別紙様式第1号(第6条関係)の寄付申込書(個人用)

(2)法人寄付金 (ア) 受配者指定寄付金の制度を利用する場合
様式1-1の寄付申込書及び様式1-2の寄付申込内容確認書の2つが必要となります。

(イ) 特定公益増進法人への寄付制度を利用する場合
別紙様式第1号(第6条関係)の寄付申込書(法人用)

●振込み先(個人寄付・法人寄付それぞれで振込銀行口座は異なります)のでご注意ください。

<個人の寄付者様>

(1)銀行口座への振込み

銀行振込先/千葉興業銀行 鴨川支店
口座番号/普通預金 口座番号 1088946
名義人/学校法人鉄蕉館

所定の寄付金専用振込用紙で千葉興業銀行の本支店からお振込みの場合、振込手数料は無料になります。

(2)郵便口座への振込み

振込先/郵便局
口座番号/00190-0-789602
名義人/学校法人鉄蕉館

<法人の寄付者様>

(1)銀行口座への振込み

銀行振込先/千葉興業銀行 鴨川支店
口座番号/普通預金 口座番号 1088955
名義人/学校法人鉄蕉館

所定の寄付金専用振込用紙で千葉興業銀行の本支店からお振込みの場合、振込手数料は無料になります。

●寄付者様の掲示

寄付を頂きました皆様のご支援、ご協力に感謝し、学校法人鉄蕉館HP等にご芳名を掲載いたします(不掲載の申し出があった場合には、掲載いたしません。)

●寄付金に係る税制上の優遇措置

学校法人鉄蕉館への寄付は、所得税法第78条第2項第2号の特定寄付金、法人税法第37条第3項第2号の指定寄付金、同法第37条第4項の特定公益増進法人への寄付金に該当し、税制上、優遇措置が講じられています。詳しくは、10ページをご参照下さい。

●遺贈・相続財産からのご寄付

遺贈・相続財産からのご寄付も有難くお受け致しますが、通常の寄付とは異なる手続きや証明書類が必要になります。特に、被相続非課税法人に係る文部科学大臣証明書類の発行には約2ヶ月かかりますので、お早めにご相談下さい。

寄付手続きの流れ

個人

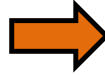
寄付者

学校法人 鉄蕉館

① 寄付申込書の送付

別紙様式第1号（第6条関係）

宛名が学校法人鉄蕉館理事長となっています。



寄付申込書の受理

② 寄付金の払い込み

千葉興業銀行 鴨川支店 普通1088946

郵便局 00190-0-789602

注1)



寄付金の受理



③ 領収書、お礼状、税額控除証明書(写し)

特定公益増進法人証明書（写し）

受理



領収書、お礼状、税額控除証明書(写し)

特定公益増進法人証明書（写し）

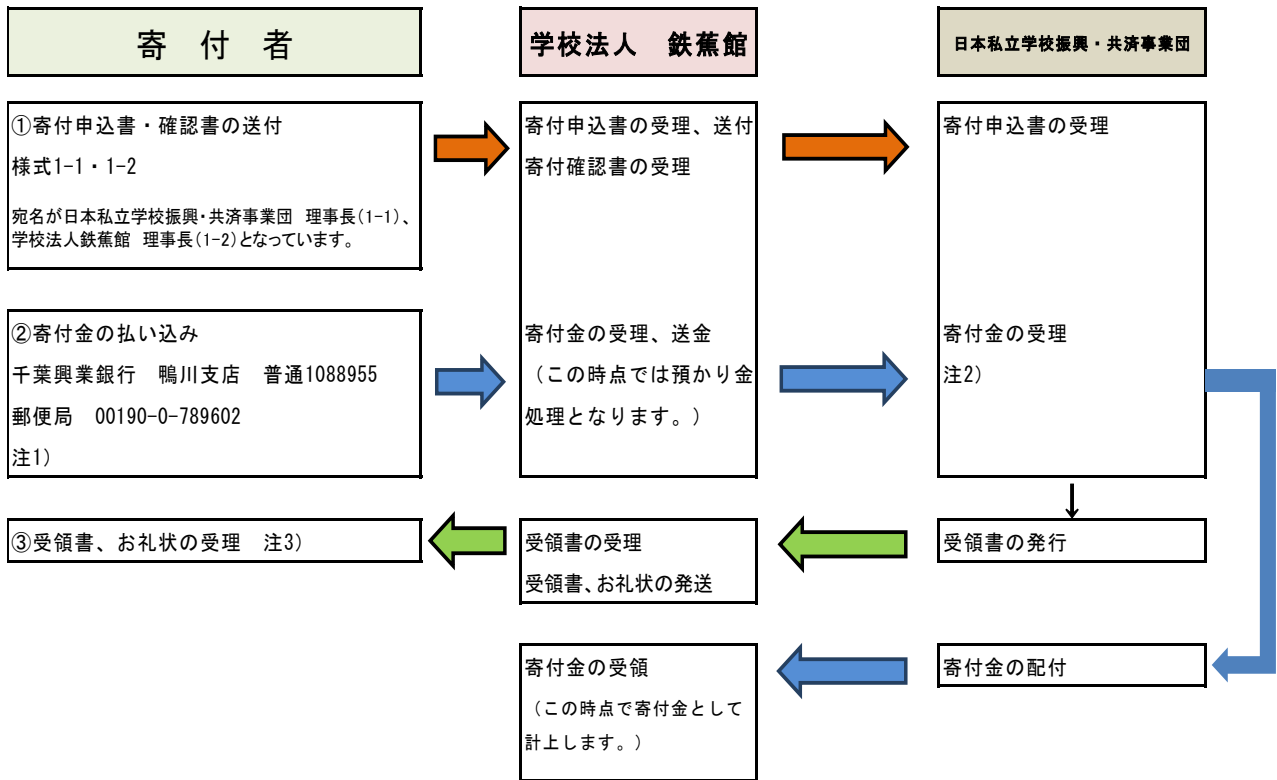
送付

注1) 千葉興業銀行の口座は個人と法人では異なりますご注意ください。

※ 「領収書」「特定公益増進法人証明書(写し)」「税額控除証明書(写し)」は
免税措置に必要となります。

法人

① 受配者指定寄付金制度を利用する場合



注1) 千葉興業銀行の口座は個人と法人では異なりますご注意ください。

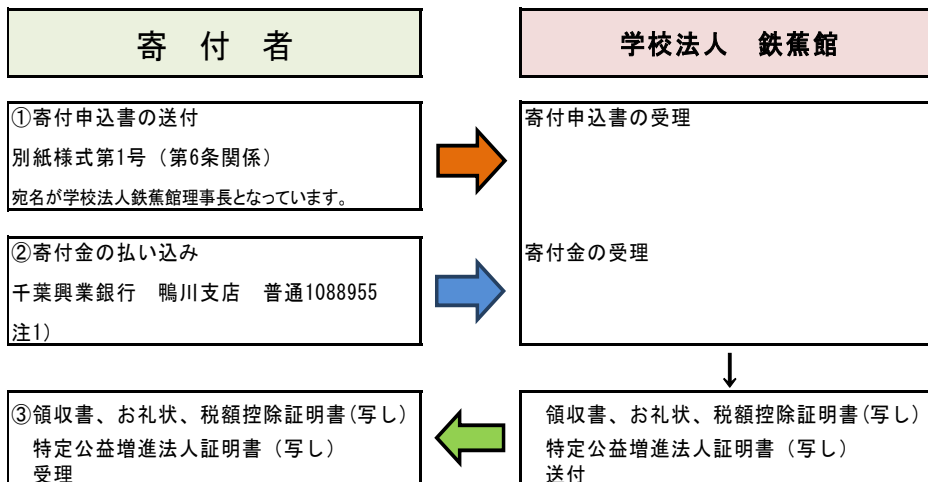
注2) 受領書の発行日は事業団に着金した日となります。決算日近くのお申込、お振込の場合はお気をつけ下さい。

注3) 受領書が寄付者様のお手元に届くのは、払い込み後1ヶ月～1ヶ月半かかります。

※ 「受領書」は決算手続きに必要となります。

法人

② 特定公益増進法人への寄付制度を利用する場合



注1) 千葉興業銀行の口座は個人と法人では異なりますご注意ください。

※ 「領収書」「特定公益増進法人証明書(写し)」「税額控除証明書(写し)」は免税措置に必要となります。

●寄付金に係る税制上の優遇措置

学校法人鉄蕉館への寄付は、所得税法第78条第2項第2号の特定寄付金、法人税法第37条第3項第2号の指定寄付金、同法第37条第4項の特定公益増進法人への寄付金に該当し、税制上、以下の優遇措置が講じられています。

(1)個人の場合

1) 所得税

個人からの寄付は、①所得控除制度或いは、②税額控除制度のどちらか一方の優遇措置が受けられます。

① 所得控除制度

特定公益増進法人等への年間寄付金合計額が、2,000円を超える場合は、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄付金が総所得額の40%を上回る場合は、40%が限度となります。

② 税額控除制度

寄付金額(寄付金額が総所得金額の40%を上回る場合は、40%が限度)から、2,000円を引いた額に40%をかけた金額が、所得税額から控除(所得税額の25%が限度)されます。

▽免税の手続き

寄付を行った翌年の確定申告期間中に確定申告を行ってください。

- ・寄付金の領収証(領収証については、再発行できませんので大切に保管してください。)
- ・特定公益増進法人の証明書(写)
- ・税額控除に係る証明書(写)

上記書類は、寄付金の入金を確認され次第お送りいたします。

2) 個人住民税(県民税・市町村民税)

学校法人鉄蕉館への寄付を個人住民税の控除対象寄付金として条例で指定している都道府県(千葉県等)・市町村(鴨川市等)にお住まいの方は、個人住民税の寄付金税額控除が受けられます。

詳しくは現在お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。

(2)法人の場合

法人の寄付に対する免税措置には、次の二つの方法があります。

1) 受配者指定寄付金(全額が損金に算入される寄付金) ※どの法人もご利用可能です。

学校法人鉄蕉館への寄付については、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金として取り扱われ、法人税法上、寄付金全額を当該事業年度損金に算入することができます。寄付金の受領日は、同事業団指定銀行の口座に寄付金が入金された日となります。

また、同事業団発行の寄付金受領書は、後日学校法人からお送りします。

$$\boxed{\text{益金(収益)}} - \boxed{\text{損金(費用)}} = \boxed{\text{決算利益(損益計算書)}}$$

$$\boxed{\text{決算利益(損益計算書)}} - \boxed{\text{損金算入額(寄付金支出全額) 益金不算入額}} + \boxed{\text{損金不算入額 益金算入額}} = \boxed{\text{所得金額(申告調整後)}}$$

2) 特定公益増進法人への寄付金

学校法人鉄蕉館への寄付は、特定公益増進法人への寄付金として、一般の損金算入限度額と別枠で損金に算入することができます。

$$\boxed{\begin{aligned} &\text{特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額} \\ &= (\text{資本金等の額} \times \text{当期月数} / 12 \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2 \end{aligned}}$$

<参考>

法人が支出した一般の寄付金は、法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

$$\boxed{\begin{aligned} &\text{一般の損金算入限度額} \\ &= (\text{資本金等の額} \times \text{当期月数} / 12 \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4 \end{aligned}}$$

寄付金の責任者・対応窓口

責任者 学校法人鉄蕉館 理事長 橋本裕二
対応窓口 学校法人鉄蕉館 法人本部(亀田医療大学事務局内) 寄付金担当
TEL:04-7099-1211
亀田医療技術専門学校事務部
TEL:04-7099-1205

●学校法人鉄蕉館の概要

法人所在地

〒296-0001

千葉県鴨川市横渚 462 番地

代表 TEL:04-7099-1211

FAX:04-7099-1327

HP <http://www.kameda.ac.jp/>

E-MAIL kamedadaigaku@kameda.ac.jp



亀田医療大学学生会館
(平成 25 年 3 月竣工)

学校法人鉄蕉館の設置する学校

●亀田医療大学

名称 : 亀田医療大学

学部学科 : 看護学部看護学科

学生数 : 入学定員 80 名
収容定員 320 名

所在地 : 千葉県鴨川市横渚 462 番地

(平成 31 年 4 月開設)

学部学科 : 亀田医療大学大学院看護学研究科
修士課程

学生数 : 入学定員 10 名
収容定員 20 名

●亀田医療技術専門学校

名称 : 亀田医療技術専門学校

学科 : 助産学科(1 年課程)
看護学科(3 年課程)

学生数 : 助産学科 1 学年定員 20 名
収容定員 20 名
看護学科 1 学年定員 80 名
収容定員 240 名

所在地 : 千葉県鴨川市東町 1343 番地 4

